

議案第79号

公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する
条例を制定するについて

公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部を、次のとおり
改正するものとする。

令和元年12月4日提出

宇治市長 山 本 正

宇治市条例第 号

公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する
条例

公益的法人等への職員の派遣に関する条例（平成13年宇治市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分中「に規定する」を「及び第3号に掲げる」に改め、同項第2号中「事務事業」を「事務又は事業」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（提案理由）

公益的法人等への職員の派遣に関して、所要の改正を行うものがあります。